



第141号

野々山 宏
KCCN 理事長
弁護士

令和6年3月12日最高裁判決と当団体のクロレラチラシ最高裁判決の2つの最高裁判決に見る「考えない判決」の存在とAI時代への危惧

1 集団的被害回復訴訟の「支配性」に関する令和6年3月12日最高裁判決

集団的被害回復訴訟を提起するには、集団的に被害回復を図る制度の目的から、「支配性」と呼ばれる特別の訴訟要件が定められています。支配性要件は、集団的解決の制度である以上、個々の消費者の個別の争点よりも確認される共通義務の争点の方が迅速に解決のために支配的である必要があるというものです。

この支配性要件について最高裁が明確に判断をしたのが、令和6年3月12日最高裁判決（以下、「本最判」という）です。

事案は、消費者機構日本（COJ）が、仮想通貨の内容を説明するDVDやこれに特典を付加した商品をウェブサイトで販売するいわゆる情報商材販売事業者を相手に売買代金の返還を求めた集団的被害回復訴訟です。事業者はウェブサイトで、「わずか3ヶ月で16億円稼がせた」「日本人全員を億万長者にする歴史的プロジェクト」「3年以内に確実に億万長者になると断言します。」「AIがあなたの代わりに24時間365日、あなたのお金を増やし続けてくれるのです」などと説明し、約1200人から約4000人に販売していました。

第1審、第2審は、購入した消費者の知識、経験、動機が様々で個別要因が多いので支配性に欠けるとして請求を却下したのに対して、本最判は、「下級審判決は解釈適用を誤った違法がある」として取り消して第1審に差し戻す判決をしました。

本最判は、①消費者がウェブサイトの説明を受けて各商品を購入したとの主要な経緯は共通している、②誤信の内容も共通している、③販売商品は仮想通貨への投資そのものではなくその内容解説や取引システムの提供にすぎず投資の知識や経験を考慮する必要性は高くないなどの理由を挙げて支配性があると判断しました。

この最高裁判決はとても重要です。同一の説明がされるウェブサイトによる勧誘ですら購入した消費者の知識、経験、動機に多少の違いがあることを理由に支配性がないとの解釈がされれば、集合訴訟は事業者の不法行為責任に対して全く機能しなくなり、この制度を制定した意味が大きく没却するところでした。差し戻された後の裁判では消費者機構日本（COJ）が勝訴しています。

（次頁に続く）

2 第1審、第2審が本件のようなウェブサイト勧誘事案ですら支配性の要件に欠けると判断した背景には、消費者庁がHPで公開している逐条解説で、「支配性の要件が欠ける具体例として、勧誘方法が詐欺的なものであり、事業者が不法行為に基づく損害賠償義務を負うことを確認した場合でも個々の消費者の過失相殺が問題となる場合」を挙げていることがあると思われます。この解説は極めて問題があると考えますが、特に画一的に勧誘文言が公開されているウェブ取引に、この解説を適用することがおかしいことはすぐに分かりそうなものです。下級審判決は取引の実情や制度の趣旨を十分に考えずに、逐条解説を鵜呑みにして判決しています。考えない判決と言えます。さすがに最高裁は十分に考えて判決を書いていると評価できます。

3 このような下級審が消費者庁の逐条解説を鵜呑みにした考えない判決をして、最高裁がこれを否定した例として、当団体のクロレラチラシ最高裁判決があります。この事例は、消費者を誤認させるチラシに対して当団体が差止請求をしたところ、大阪高裁は、チラシによる勧誘は消費者契約法の「勧誘」にはあたらないと記載された消費者庁の逐条解説を鵜呑みにして勧誘にあたらないと判断しました。これに対して、最高裁はこれを否定して、チラシも同法の勧誘にあたる場合があることを明言しました。これもチラシと同様の勧誘方法であるウェブ取引が広がっている実態を見ることをせずに逐条解説を鵜呑みにしてこれを判断根拠とする「考えない判決」を最高裁が否定したものです。

4 差止訴訟などの報告を聞くと、最近、このような、文献に頼り自ら考えない裁判官が増えてきたように思います。これまでは最高裁が何とか防波堤になっていますが、今後は予断を許しません。特にAI時代になり、ますますAIに頼って、文献や過去の判例に頼って自ら考えない裁判官が増える可能性があります。

抗弁の接続や消費者と事業者の格差の考え方は、当初は民法の規定に反していると言われた解釈を、実態を粘り強く訴訟等で主張して裁判官に考えてもらい、判決でその法理を実現して最終的には法改正にこぎ着けてきました。消費者事件では常に新しい状況が生まれており、常に新しい考え方を切り開いて定着させていかななくてはならない分野です。

AI時代だからこそ、私たちはしっかりと実態を踏まえて、考えて新たな法理を生み出していく歩みを続けて、困難があるかも知れませんが、これを切り開いていきましょう。

以上

(2026年4月)